

「種の保存法」に基づく象牙販売業の届出等について

謹啓

日頃は、当店をご利用いただきまして、誠に有難う御座います。
今回は、「種の保存法」に基づく届出等についてご連絡申し上げます。

2017年6月の国会で「種の保存法」の、改正法が成立しました。
その法律で、象牙製品を販売する業者は、特定国際種事業として登録することが義務付けられました。（詳しくは、裏面の経済局へお尋ねください。）

**2018年5月までに、ご登録をして頂くと、無料で
手数料と登録免許税が掛かりません。**

**2018年6月より、手数料32,500円と登録免許税90,000円
（計 12万5千円）が、必要となります。**

是非、5月31日までの登録をお願いします。

認知不足などですべての事業者が登録するとは、限りませんので、ご登録頂いて、
ルールに従い、適正な販売を行っていただければ、絶好のビジネスチャンスに成ります。

（現在、象牙の取り扱いの無い方でも、将来に向け登録することをお勧めします。）

申請書は、A4一枚で、簡単に記入できる書類です。

（象牙の在庫が有る場合は、別の書類がもう一枚必要です。）

記入例も同封されてきますので、それに準じてご記入ください

（下記は、経済産業省・環境省の配布資料の抜粋です。）

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（以下、「種の保存法」という。）に基づき、ぞう科の牙（象牙）等を取り扱う事業（以下、「特定国際種事業」という）を行う皆様は、あらかじめ経済産業大臣及び環境大臣に事業者としての届出を行い、取引について記載台帳を作成し保存することが義務付けられています。

象牙のカットピース、端材、印材、製品の取り引き（有償、無償を問わない）を行う皆様は、あらかじめ経済産業大臣及び環境大臣に事業者としての「特定国際種事業」届出が必要です。

※在庫の有無に関係なく、取り引きを行う事業者はあらかじめ届出が必要となりますのでご注意ください。

裏面に担当経済局の問合せ先の一覧表を掲載させて頂きました。

是からも皆様には有益な情報をお伝えして参ります。ご不明の点が有りましたらご連絡ください。

今後とも、皆様のお役に立てるよう全力で、努めてまいります。

敬白

今村栄商店
山梨県西八代郡市川三郷町黒沢748
当店事業者番号 T-3-19-00024

TEL 055-272-1617
FAX 055-272-1231
imamuracc@vega.ocn.ne.jp

象牙製品販売の小売事業者の届け出は各経済局まで

詳しい資料（申請用紙等）をご希望の方、ご不明な点等が御座いましたら、お住いのエリアの担当経済局にお問合せ下さい。

局課名	住所（電話）	所管都道府県
北海道経済産業局 地域経済部 製造産業課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 （電話：011-709-1784）	北海道
東北経済産業局 地域経済部 情報・製造産業課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 （電話：022-221-4903）	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東経済産業局 産業部 国際課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 （電話：048-600-0261）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
中部経済産業局 産業部 製造産業課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 （電話：052-951-2724）	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県
近畿経済産業局 産業部 製造産業課	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 （電話：06-6966-6022）	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国経済産業局 地域経済部 地域経済課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 （電話：082-224-5684）	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国経済産業局 地域経済部 製造産業課	〒760-8512 高松市サンポート3-33 （電話：087-811-8520）	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州経済産業局 地域経済部 製造産業課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 （電話：092-482-5445）	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 地域経済課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 （電話：098-866-1730）	沖縄県

お問合せ先

（特定国際種事業に関するについて）

経済産業省 製造産業局 紙業服飾品課

電話：03-3501-1089